議題1

情報公開関連の再発防止策について

9月28日に発表された「岐阜県政再生プログラム」においては、徹底した情報公開を対策の要とし、県の公金支出に関する情報をすべて公開し、常に県民から監視されているといった環境を整備することで、職員の公金意識を高めることとしているところです。

今回、徹底した情報公開の早期実現を図るべく、インターネットを活用し、以下の項目について情報公開するほか、これを補完するため、旅費、会議費に関する公文書の自由閲覧制度、及び、会計書類の保存期間の延長の5つの対策について、それぞれ11月から実施することとします。

1.年間140万件の公金支出情報に関するインターネットでの全面公開

< 基本方針 > 県が管理する年間約140万件の公金支出情報を、原則として1件ご とインターネットで全て公開する。

2.交際費、懇談会経費に関するインターネットでの詳細情報公開

< 基本方針 > 上記の公金支出のインターネット公開に加え、交際費、懇談会経費に ついて、出席者名を含めた詳細情報をインターネットで公開。

3.旅費・会議費に関する公文書の自由閲覧制度の導入

<基本方針 > 不正資金捻出の温床となった旅費及び弁当・茶菓の提供を伴う会議費 について、情報公開請求によらず、関連文書を自由に閲覧できる制度 を導入。

4 . 会計書類の保存期間の延長

< 基本方針 > 収入・支出及び出張に関する会計関係書類の保存期間を、現在の3~ 5年から15年に延長。

5.入札執行結果・随意契約理由の全面情報公開

< 基本方針 > 一般・指名競争入札を行った場合の入札執行結果をインターネットで 公開。また、随意契約を締結する場合には、随意契約に至った理由を インターネット上で公開。

1.年間140万件の公金支出情報に関するインターネットでの全面公開

<対策の目的>

県の会計事務を処理する「財務会計システム」及び病院等の企業会計の財務システム(以下、「財務会計システム等」という。)において管理する公金支出に係る情報を、1件ごとにホームページ上に公開することで、公金支出に対する県民のチェックが常に可能な環境の整備を図ります。

公開するデータに対しては、県民からの意見を随時受けられる仕組みとし、いただいた意見とともに県としての対応について四半期毎にとりまとめ、ホームページ上に公表していきます。

<実施内容>

公開対象 県の全ての支出情報。

(公安委員会に係る支出情報の公開については、現在検討中)

公開項目 年度、部局名、所属名、支払日、節、細節、支払内容(支払内容コードに 基づく分類) 支払金額、支払先(個人・法人) 支払方法(口座振替・現 金払い)の以上10項目

注) 平成19年度4月から県総合財務会計システムの運用に伴い、職員旅費 については「出張先」についての公開が可能となります。

なお、職員の人件費(給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及 び退職年金)及び日日雇用職員の賃金については、個人情報保護の観点か ら、毎月の総額を公表します。

個人情報保護 支払先としての「個人名」については、個人情報保護の観点から職員以外 は公表できません。

支払先としての「法人名」については原則公開としますが、貸付金等一部の節については、公開情報を確認するシステムが整備される12月までは公開できません。(1月からは、個々に公開の可否を確認のうえ公表。)

公開用 HP ぎふポータルに専用ページを開設します。(7頁参照)

なお、データ件数が大量であることから、利用者の利便性を図るため、必要とする情報を検索できるシステムとします。

HPイメージ 8頁参照

<実施時期及びスケジュール>

平成18年11月初旬から公開します。

- ・公開時には18年4月~9月分の支払分のデータを公開 注)企業会計分(病院会計分、水道会計分)については11月中に公開の予定です。
- ・18年12月以降は、毎月初旬に前々月分のデータを追加し、公開の対象とします。

平成19年4月分の支払いから新財務会計システムに移行することから、19年6月公開 分のデータから、職員旅費については旅行先(市町村名)を表示します。

- ・県民にわかりやすいホームページとするため、「節・細節」「随意契約」などの行政用語に ついては解説を表示。
- ・賃金については、個人情報保護の観点から1件ごとの公表から総額表示に変更。
- ・支払い年月日の表示をわかりやすい表示に変更。(「20060414」 「2006/04/14」)
- ・情報公開に関する照会を事例集としてまとめ、RENTAI掲示板に掲載。
- ・職員以外の個人氏名だけでなく、非公開とすべき税情報などは、財務会計システムからのデータ抽出時に出納管理課において一括非公開処理とすることで各所属での事務を軽減。

2.交際費、懇談会経費に関するインターネットでの詳細情報公開

<対策の目的>

財務会計システム等で管理する県の公金支出に係る情報公開だけでは事業内容の詳細が分からない交際費と対外交流経費については、以下により詳細情報をホームページ上に公開します。 知事、副知事、出納長の交際費の支出状況については既に公開しているところですが、今回 各部局長の交際費についても新たに公開の対象とします。

< 実施内容 >

公開対象 平成18年度以降の歳出に係る支出金調書のデータを公開対象とする。 (公安委員会で執行する分については、現在検討中。)

公開項目 交際 費・・所属名、支払日、支出区分、支出金額、支出理由(相手方等)の5項目

対外交流費・・所属名、支払日、支払金額、行事名、開催日、開催時間、 開催場所、開催形式(懇談会・立食パーティ) 開催目的、 出席者名の10項目

個人情報保護 交際費の支出先、懇談会の参加者名といった個人情報に関する情報については、相手方の同意が得られた場合に公開します。同意が得られない場合は、その旨を記載します。

公開用HP 各部局主管課のホームページに掲載し、ぎふポータルヘリンク。

HPイメージ 9~10頁参照

<実施時期及びスケジュール>

平成18年11月上旬から公開します。

- ・公開時には18年4月~9月分の支払分を公開。
- ・18年9月以降は、毎月初旬に前々月分のデータを追加し、公開の対象とします。

- ・財務会計システムから毎月交際費、対外交流経費の執行データを抽出し、執行機関にチェックリストとして送付することで、HPへの掲載漏れを防止。
- ・新財務会計システムへの移行にあたっては、各所属で随時にチェック用リストを出力できるよう検討を進める。
- ・懇談会への出席者名簿については、既存のファイル添付によることを可能とする。
- ・各部局の入力作業の軽減と公開様式の統一を図るため、データ入力フォーマットを配布。

3. 旅費・会議費に関する公文書の自由閲覧制度の実施について

<対策の目的>

不正資金問題に対する再発防止策の一環として実施される公金支出のインターネット公開 を補完するものとして、不正資金捻出の温床となった旅費及び弁当・茶菓の提供を伴う会議 費について、情報公開請求によらず、関連文書を自由に閲覧できる制度を導入する。

<実施内容>

自由閲覧に供する公文書

- ・【旅費に関するもの】出張伺、復命書(それぞれ写し。添付書類は除く。)
- ・【会議費に関するもの】会議開催通知、参加者名簿(それぞれ写し) 閲覧に供する場所
- ・本庁においては、情報公開総合窓口(県庁2階)
- ・各現地機関においては、各機関の情報公開窓口 閲覧対象期間
- ・過去1年分を閲覧対象文書とする。
- ・閲覧窓口には、直近6か月分を配架し、残り6か月分については、各所属で保管(閲覧 希望がある場合、窓口職員が担当所属等に連絡し、窓口に持参させる。)。

直近6か月分を窓口に配架

か か か か か か か 前 月 月 月 月 月 月 月 月 前 前 分 前 前 前 前 前 分 分 分 分 分 分 分

残り6か月分については、各所属で保管

<実施時期及びスケジュール>

平成18年10月分から対象とし、当月分を翌月15日に各窓口に配架する。

- ・平成18年11月15日に、平成18年10月分を閲覧開始
- ・その後は、前月分を追加し、7か月前のものを除く作業を繰り返す。

個人情報(公務員の氏名等以外)等への配慮

- ・【旅費に関する公文書】記載内容に情報公開条例の非公開事由に該当すると考えられる情報がある場合は、当該部分を消し込み(黒塗り)して対応する。
- ・【会議費に関する公文書】会議等の参加者には、参加者名簿が公開されることについて了承を得ることとし、了承を得られた方についてのみ閲覧に供する。

- ・インターネットによる公金支出情報の公開内容の充実により、自由閲覧制度が補完すべき 情報がインターネット公開されれば、自由閲覧制度の利用者数も考慮し、インターネット 公開への統合を検討していく。
- ・現地機関については、配架スペースの問題がなければ6か月分以上を窓口に配架することでも可とする。また、個人情報等非公開情報がなく、文書管理上も問題がないのであれば原本を配架することも可とする。
- ・不正資金の温床となった旅費に関する公文書を自由閲覧に供する目的であることから、旅費支給のない出張(公用車を使用した近距離出張等)については、本制度の対象外とする。

4 . 会計書類の保存期間の延長について

<対策の目的>

今回の不正資金づくり問題の調査に対し平成6年当時の会計書類がなかったことを踏まえ、今後の再発防止のため証拠書類となる会計関係書類の保存期間を15年間とする。

- ・収入・支出及び出張に関する会計関係書類の保存期間を現在の3~5年から15年に延 長する。
- ・平成18年度までに作成し、現在保管中の会計関係書類も保存期間15年に延長する。

<実施内容>

- ・公文書規程の改正
- ・紙文書として保存している会計関係書類の保存期間の延長
- ・文書管理システム登録済電子データの保存期間の延長

<実施時期及びスケジュール>

・平成18年度(今年度)までに作成した会計関係書類の保存期間の延長

・H 1 8 . 1 0 末 保存期間を延長する会計関係書類の範囲の特定

・H18.11~1 所属で保管する紙文書の保存期間の変更(各所属)

・H 1 9 . 1 会計関係書類の保存期間の延長作業(電子データ)

・H 1 9 . 2 法務・情報公開課による確認作業

・公文書規程の改正 H19.4.1施行

【何儿】

平成13年度に作成した会計関係書類(保存期間5年間の場合)

H14.4.1 H19.3.31 廃棄 H29.3.31 廃棄

現在の保存期間(5年) 保存期間の延長(10年)

15年

平成18年度に作成した会計関係書類(保存期間5年間の場合)

H19.4.1 H24.3.31 廃棄 H34.3.31 廃棄

現在の保存期間(5年) 保存期間の延長(10年)

15年

- ・保管場所の確保については、本庁では、1階に新たな書庫の整備を検討。 現地機関では、それぞれ関係課と検討。
- ・紙文書の削減のため、電子決裁の利用促進を周知徹底。

5.入札執行結果・随意契約理由の全面情報公開

<対策の目的>

県が締結する契約のうち、地方自治法施行令に規定する少額の契約などの一部を除き、契 約の締結状況等をホームページ上に公開することで、契約事務についての透明性を確保する 環境整備を進めます。

公開にあたっては、契約内容のほか、入札案件についての入札執行一覧表、随意契約案件 についての随契理由書を併せて公開することとしました。

<実施内容>

公開対象

平成18年4月以降に県が締結した支出の原因となる契約(以下を除く)

(公開対象となる件数は、前年度実績から推定して約1,700件を想定)

- -・地方自治法施行令に規定する少額の随意契約
- ・公共工事管理システムで管理する建設工事、測量・設計委託等に係 る契約(既にインターネット上で公開済み)
- ╰・不動産の買入、借入、地上権・地役権の取得などの特定個人を対象 とする契約

なお、公安委員会で締結する契約は検討中です。

公開項目

部局名、入札年月日、契約年月日、案件名、落札価格、契約金額、相手名 称、節、細節、契約方法の10項目

公開用 H P ぎふポータルに専用ページを開設。

利用者の利便性を図るため、必要な情報を検索できるシステムとします。

入札執行一覧及び随契理由書の公開について

入札執行一覧及び随契理由書の公開は、契約情報登録システムを整備する 平成19年1月からの公開となります。

H P イメージ 1 1 頁参照

<実施時期及びスケジュール>

平成18年11月下旬から公開します。

- ・公開時には、平成18年4月から9月までに締結した契約案件を公開
- ・10月・11月分は平成19年1月に公開することとし、以後は毎月前々月分のデ ータを公開

- ・事務の軽減を図るため、入札執行一覧及び随意契約理由書は既存のファイルをそのまま 活用できることとした。
- ・支払い年月日の表示をわかりやすい表示に変更。(「20060414」 「2006/04/14」)
- ・情報公開に関する照会を事例集としてまとめ、RENTAI掲示板に掲載。